

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後

(免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置)

第二十一条の十六の二 公安委員会は、免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた免許情報記録個人番号カードに記録されていた免許情報記録を記録したもとの措置を講ずることができる。

(運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置)

第三十条の十七の二 公安委員会は、運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた運転経歴情報記録個人番号カードに記録されていた運転経歴情報を記録したもとの措置を講ずることができる。

改正前

「条を加える。」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和七年九月一日から施行する。